

ふくしま農業女子ネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、ふくしま農業女子ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

(目的)

第2条 ネットワークは、県内で活躍する女性農業者相互の交流・連携を促進し、農業で活躍する女性の姿を広く周知しその存在感を高め、農業を職業として選択する若手女性の増加に資するとともに、女性ならではの視点によりブランド化及び特色ある作物や新たな6次化商品等を地域の行政や農業団体、企業等と連携し商品化につなげることを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 構成員間での意見交換会（以下「農業女子会」という。）の開催に関する事。
- (2) 構成員の資質向上を目的とした研修の実施に関する事。
- (3) 企業や団体との連携に関する事。
- (4) 外部への情報発信に関する事。
- (5) その他ネットワークの目的を達成するのに必要な事項。

(構成員)

第4条 ネットワークは第2条の目的に賛同する女性農業者等を構成員とし、事務局は別に定める「ふくしま農業女子ネットワークメンバー募集要領」に基づき、構成員の募集及び登録を行う。

(コアミーティング)

第5条 ネットワークにコアミーティングを置く。

- 2 コアミーティングの構成員は、第6条で定めるコアメンバー及び事務局とする。
- 3 ネットワークの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 コアミーティングは、原則として1事業期に3回開催することとし、次の事項を取り扱う。
 - (1) ネットワークの活動の推進に係る情報交換
 - (2) 第8条で定める応援団との連携活動の実施状況等に係る情報交換
 - (3) ネットワークに係る情報の外部への開示についての合意形成

(4) その他

(コアメンバー)

第6条 事務局は、第4条の構成員の中からネットワークの中心となる者（以下「コアメンバー」という。）を決定し、第5条第1項のコアミーティングや第8条で定める応援団との連携活動への出席を求めることができる。

(ふくしま農業女子応援団)

第7条 事務局は、第2条の目的に賛同し、ネットワーク及び構成員の活動を応援又は連携したいという企業又は団体をふくしま農業女子応援団（以下「応援団」という。）として位置づけ、ネットワークの活動への協力や参加を求めることができる。

2 事務局は、別に定める「ふくしま農業女子応援団運営要領」に基づき、応援団の募集及び登録を行う。

(応援団との連携活動)

第8条 事務局は、イベントの開催や商品開発の推進等ネットワークと応援団の相互にメリットのあるような連携を進める。

(統一愛称・ロゴマーク)

第9条 本ネットワークの認知度を高めるとともに構成員や応援団の連帯感を強めるため、統一愛称・ロゴマークを設ける。

2 ネットワークの構成員及び応援団は、第2条の目的を達するため、別に定める「「ふくしま農業女子ネットワーク」統一愛称・ロゴマーク利用に関する規程」に伴い、関連商品の貼付やイベント等における掲示等、情報発信において積極的に使用する。

(事務局)

第10条 ネットワークは、事務局を福島県農業支援総室農業担い手課に置く。

(個人情報の取り扱い)

第11条 事務局が入手したネットワークの構成員及び応援団の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）に基づき適切に管理する。

(規約の改正)

第12条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、本規約はコアミーティングでの協議の上、必要に応じて改訂することができる。

附則

本規約は、平成28年5月12日から施行する。

附則

本規約は、平成28年11月16日から施行する。

附則

本規約は、平成29年3月16日から施行する。